

答申第 832 号

諮問第 1428 号

件名：学校訪問結果報告書等の一部開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、「2015（H27）.4.1～10.21 に実施された、高等学校教育課による県立学校視察に関するすべての文書。」の開示請求に対し、別記 1 文書 1（以下「文書 1」という。別記 1 文書 2 以下も同様とする。）から文書 6 までを特定して行った一部開示決定及び開示決定については、文書 1 のうち「状況」の記入欄（以下「状況欄」という。）を不開示としたこと及び異議申立人が特定すべきとする訪問要項は管理していないとして、これを特定しなかったことは、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 10 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 2 日付けで行った文書 1 及び文書 2 の一部開示決定並びに文書 3 から文書 6 までの開示決定について、一部開示決定にあつては文書 1 の不開示部分である状況欄の開示を、開示決定にあつては教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）の行った学校訪問における各校作成の「訪問要項」を行政文書として開示することを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

（ア）一部開示決定について

県教委は、県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当し、「公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とするが、当該文書は、県教委の「方針」に基づく県教委職員による訪問校に関する評価であり、各評価項目の内容を考慮しても、開示による「支障のおそれ」は、無い。むしろ、このような学校評価は、広く県民に公開されるべきものである。

よって、異議申立の趣旨のとおり、開示を求める。

(イ) 開示決定について

県教委は、「訪問要項」について、行政文書ではないとして「情報提供」として処理した。

しかし、右文書が、行政文書であることは説明を要しない。教職員課県立学校人事グループの学校視察関係文書の開示においても、同様な要項は行政文書として開示している。

よって、異議申立の趣旨のとおり、開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由等説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由等説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 各校作成の「訪問要項」について

a 内容を見れば明らかなように、右訪問要項は、訪問する指導主事（以下、訪問者）らに渡されるものである。指導主事らからすれば、職務上收受した文書であり、当然組織共用文書となるから行政文書である。行政文書として開示（或いは、一部開示）するのは、当然である。

b 「学校訪問が終われば必要がなくなる」というが、異議申立書に添付した「学校訪問要項」中、例えば、「運営委員への御指導」に記載された「当面の課題等」は、当該訪問の趣旨等から考えても、即座に廃棄されるごとき文書ではないし、組織として共有されるべき文書である。

また、下を書くように、県教委は、「訪問者のなすべき業務が多い」と主張する。そうであるならば、「学校訪問要項」から、必要部分を自己のノート等に転記している時間も無いであろう。持ち帰り、保管されているはずである。

c 異議申立書にも記載したが、教職員課県立学校人事グループによる学校視察関係文書の開示においても、同様な「学校訪問要項」は行政文書として開示された。

更に付け加えるならば、教職員課小中学校人事グループによる学校訪問においても、同様な「学校訪問要項」は保管され、開示されている。

(イ) 不開示部分について

a 文書1に関し、県教委は、以下のように主張する。

(a) 文書1は、訪問者が、上司に口頭で報告する際の参考として作成する。

(b) 5段階評価を行っているが、判断基準もなく、訪問者個人の主観で行っている。

- (c) 学校訪問においては、訪問者のなすべき業務が多く、公平、客観的に記載するには限界がある。
- (d) 上司は、訪問者からの情報に加え、他の情報を収集するなどして、当該校の教育活動について、適切な把握に努める。
- (e) 評価が開示されれば、様々な誤解を生むおそれがある。その結果、日常の教育活動に支障を生ずるおそれがある。
- (f) 開示により、訪問者が、無難な当たり障りのない選択をする事となり、当該部分の記載が意義を持たなくなるおそれがある。

b 反論

- (a) 文書 3 にある別紙「平成 27 年度高等学校学校訪問（高等学校教育課担当分）について」に、当該学校訪問の趣旨が記載されている。「平成 27 年度学校教育について」の趣旨の徹底を図り、その具体化のための指導助言を行う」等。

その内容の重要性を考えると、「評価の判断基準もなく、主観的な評価」「業務が多く、客観的評価に限界」とは、何事か。

「具体化のための指導助言」など、「訪問者には、その能力がありません」と宣言しているようなものではないか。不確かな評価であるとしても、行政文書として残るのである。行政文書として保管されれば、つまり組織共用文書である以上、記載された評価は、間違いなく組織として重要である。（事実として、客観性を欠く評価ならば、学校訪問など、即刻止めるべきである。評価される学校側は、いい迷惑であり、まさに税金（訪問者の旅費等々）の無駄遣いである。）

県教委は、縷々不開示理由を述べるが、結局開示により、県教委・訪問者自らが追及されることにおそれを感じるからではないか。評価に自信があれば、提起された疑問に対して、行政として説明責任を果たせばよいだけのことである。

- (b) そもそも、これだけ重要な内容について、上司に「口頭で」報告するとは、驚きである。上司は、訪問校に関するすべての口頭報告を記憶できるのか。それとも、口頭報告を聞きながら、必要なメモをとるとでもいうのか。文書で報告すべきである。文書化すれば、その内容たるや、行政文書開示請求に耐えられない、ということか。
- (c) 県教委は、支障等の「おそれ」というが、単なる抽象的可能性を主張しているにすぎない。

一般に、情報公開条例第 7 条第 6 号の解釈は、「当該事務・事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない」とされている。どこに「法

的保護に値する蓋然性」があるのか。

また、県教委は、開示した場合の利益と支障を比較考量したとも思えない。行政が、各校の状況を県民に報告するのは当然の義務であり、それは、県民の利益である。つまり、県教委は、条例解釈を誤っている。よって、異議申立のとおり開示されるべきである。

c 異議申立人は、個人情報について、開示を求める考えは無い。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る一部開示決定及び開示決定に対し、異議申立てを提起しているが、いずれも同一の開示請求書に記載された請求内容に係る一部開示決定及び開示決定に対する異議申立てであることから、実施機関は、当該2件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示又は開示としたというものである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」の欄には、「2015（H27）.4.1～10.21 に実施された、高等学校教育課による県立学校視察に関するすべての文書」と記載されていた。

高等学校教育課による学校訪問（以下「学校訪問」という。）は、各年度において教育委員会が示す学校教育の方針の徹底を図り、その具体化のための指導助言を行うこと、学校経営に関して、訪問校の校長、教頭及び教員に対して指導助言を行うこと、また、県内の学校教育の実態を把握し、法令を順守した適正な教育行政の推進を図ることを目的として、例年5月から翌年2月までの期間に、愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）において実施している。

平成27年4月1日から同年10月21日までの期間に実施した学校訪問に関する文書としては、高等学校教育課が保存する別記1に掲げる行政文書のほか、各高等学校が作成する学校職員の名簿や学校訪問の時程表等の文書（以下「訪問要項」という。）及び各高等学校が作成する学習指導案（以下「学習指導案」という。）が考えられた。しかし、訪問要項及び学習指導案については、高等学校教育課では保存しておらず、各高等学校がそれぞれ対象文書を特定し開示決定通知書を送付することとなるため、その旨を開示請求者である異議申立人に伝えたところ、請求対象文書は高等学校教育課で保存しているものでよいとの確認がとれた。

以上のことから、本件請求対象文書は、平成 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日までの期間に実施した学校訪問に関する文書のうち、本件開示請求のあった同月 20 日時点で高等学校教育課が保存するものと解し、別記 1 に掲げる行政文書を特定した上で、一部開示決定及び開示決定を行った。なお、訪問要項については、各高等学校が保存するもの 5 校程度分を開示請求者に対し別途情報提供している。

(2) 文書 1 の一部開示について

文書 1 及び文書 2 に係る一部開示決定に対する異議申立書によれば、当該一部開示決定に対する異議申立ての対象は、文書 1 の不開示部分のみと解されることから、以下では、文書 1 についてのみ説明する。

ア 文書 1 について

文書 1 は、学校訪問のため各高等学校を訪問した高等学校教育課職員（以下「職員」という。）が、当該校における教育活動の実態を上司に口頭で報告する際の参考として作成する。その記載内容は、学校名、課程の別、訪問日、訪問者氏名、学校管理、学習指導、生徒指導及び特別活動の状況並びに自由記述による報告内容（「教育課程の編成状況及び実施状況」、「生徒の個人情報の管理状況及び施設・設備の活用状況」、「キャリア教育への取組」又は「キャリア教育等特色ある取組」、「学校評価について」、「よいと思われる点、工夫・改善、努力を要する点」及び「教育委員会として支援を要する点、所感、その他」）である。なお、学校管理、学習指導、生徒指導及び特別活動の状況は、文書 1 のうち「状況」において、別記 2（平成 27 年 8 月までの学校訪問）又は別記 3（同年 9 月以降の学校訪問）の各項目ごとに「良」、「やや良」、「普」、「やや劣」又は「劣」の 5 段階のいずれかを選択するようになっており、最終行には、これら 5 段階別の合計数も記載するようになっている。

このうち、開示しないこととした部分は、状況欄である。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 状況欄について

別記 2 又は別記 3 の項目は、各高等学校における教育活動の実施状況を把握するための観点を示したもので、訪問した職員は、上司に対し報告する際の参考として、これらの項目について、良、やや良、普通、やや劣る又は劣るの 5 段階のいずれかを選択する。

なお、これらの項目については、5 段階の判断規準が示されていないため、何を「良」とし、何を「やや良」とするかなどの判断は、職員の経験や専門分野の知識に基づいた、個人の主観によってなされている。

また、学校訪問においては、数多くの業務（管理職との面談、授業参観及び当該教科担当者への指導・助言、校務運営委員会委員等

への指導・助言、教育課程の編成状況及び実施状況並びに諸表簿等の点検、生徒の成績等の個人情報¹の管理状況の確認、初任者の授業参観、初任者との面談及び初任者研修に係る関係教員への指導・助言、校内参観など）が設定されており、職員は、これらの業務を遂行しながら限られた時間の中で、別記 2 又は別記 3 の項目について記載することになる。つまり、職員が公平で客観的に記載するよう努めたとしても、これら全ての項目について、信頼性の高い数値データや継続的な観察に基づいた分析により記載をすることには限界がある。

したがって、報告を受けた上司は、文書 1 がどの職員によって作成されたものであるかや、その職員の経験・専門分野の知識を考慮に入れながら、記載内容について確認をするとともに、さらに必要な情報を収集するなどして、当該校における教育活動の実施状況について、適切な把握に努める。

このような性質に鑑みて、文書 1 が、その後の学校評価や、校長を始めとする当該校の教職員の人事評価のための参考資料として利用されることはない。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性について

このように、文書 1 は上司に口頭で報告する際の参考として作成されており、状況欄については主観に基づいた記載となっている。しかしながら、状況欄を開示することになれば、これが 5 段階での記載形式となっていることから、それが当該校に対する教育委員会の評価であるといった誤った認識により情報が伝達する可能性がある。また、教育委員会による評価であると認識されなかったとしても、この 5 段階の優劣の多寡によって各高等学校の優劣が判断され、「やや劣る」や「劣る」の多い学校は少ない学校に比してより低い評価がなされる可能性もあり、さらには学校間の序列化や差別化を促すことも考えられる。その結果、例えば、低く評価された学校に在籍する生徒の学習意欲や学校に対する帰属意識が低下するなど、日常の教育活動の円滑な執行に支障が生ずるおそれなどがあると考えられる。

すなわち、学校に対する評価は、客観的事実に基づいた多面的な情報によって行われるべきであるが、状況欄を開示すれば、特定の職員の主観に基づいた記載によって各学校の評価がなされているような誤った見方を誘発することが考えられる。

さらに、状況欄が開示されることになれば、今後、5 段階の記載内容のみの断片的な情報が外部に伝播し、偏った学校の評価につながり、ひいては学校の教育活動の円滑な実施に支障を生ずることが考

えられる。そのため、文書 1 を作成する職員は、無難な当たり障りのない選択をすることとなり、当該部分の記載が意義を持たなくなるおそれがある。本来、文書 1 の作成の目的は、上司による各高等学校の正確な実態と教育施策に結び付くような情報の把握であるため、文書 1 の作成の本来の目的を達成することができず、文書 1 の存在意義が著しく薄れてしまう。

以上のことから、状況欄は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 文書 3 から文書 6 までの特定について

異議申立人は、文書 3 から文書 6 までに係る開示決定に対する異議申立書によれば、各校作成の訪問要項を行政文書として開示することを求めている。

学校訪問の際には、各高等学校が訪問要項を作成することがあるが、それはあくまで学校訪問当日に、当該事務を円滑に実施するために参照するものであることから、学校訪問が終われば必要がなくなる。よって、高等学校教育課が組織として訪問要項を共用することはない。

なお、学校訪問の際に各高等学校が用意すべきものとして、学習指導案がある。これは、授業を行う担当者が作成する計画書であり、授業の目的、指導手順、評価方法等が記載され、教科書の該当ページや配付プリントなどの教材が添付されている。通常、学校訪問では、訪問する職員が、自分の担当教科を教える当該校の教員に対して指導助言をする。しかしながら、授業参観の時間は限られているため、直接授業の様子を観察できない部分については、この学習指導案の記載内容を通して理解したり、あるいはこれに基づいて具体的な質問をしたりすることで理解を深めたりすることになる。つまり、学習指導案は、学校訪問を行う職員が、当該校の学習指導の改善に関する援助のために学校訪問当日に補助的な手段として使用するものであり、学校訪問が終われば必要がなくなるため、高等学校教育課として組織共用はしていない。

以上のことから、高等学校教育課では、各高等学校が作成した訪問要項や学習指導案を本件開示請求のあった平成 27 年 10 月 20 日時点において取得していない。よって、前記(1)で述べたとおり、高等学校教育課が保存するものが対象となる本件開示請求に対して、一部開示決定を行った文書 1 及び文書 2 のほか、文書 3 から文書 6 までを特定し、開示決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 一部開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求す

る権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 一部開示決定に係る行政文書について

本件一部開示決定に係る行政文書のうち、文書 1 は、学校訪問として高等学校を訪問した職員（以下「訪問者」という。）がその結果を所定の様式にそれぞれ取りまとめた報告書であり、その記載内容は、前記 4(2)アで実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、このうち状況欄を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、その余の本件一部開示決定に係る行政文書は、文書 2 であり、実施機関は、その一部を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

異議申立人の主張によれば、本件一部開示決定に対する異議申立ての対象となる部分は、文書 1 の不開示部分である状況欄と解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

ウ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(7) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、状況欄が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 文書 1 は、各訪問者によって作成されるもので、当審査会においてこれを見分したところ、状況欄には、学校管理、学習指導、生徒指導及び特別活動の状況に関する別記 2 又は別記 3 の項目ごとに訪問者が「良」、「やや良」、「普」、「やや劣」及び「劣」の 5 段階から選択した結果（以下「選択結果」という。）並びに選択結果の 5 段階別の合計数が記入されている。

別記 2 及び別記 3 の各項目並びに 5 段階の選択肢の内容は端的なものであって、選択結果には各訪問者の主観的な評価が含まれることは避けられないものと解されるが、状況欄を公にすることとなれば、各高等学校の選択結果及びその 5 段階別の合計数について、高等学校間において容易に比較することが可能となる。

その結果、各訪問者の意図やそうした選択結果になった背景等にかかわらず、状況欄に記入された内容のみをもって高等学校の評価や序列化がなされ、実施機関が行う教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) なお、実施機関においては、高等学校の状況を広く生徒や保護者等に説明し、改善していくことが求められていることは言うまでもないところであり、各高等学校では、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価のほか、生徒の保護者その他の当該学校の関係者による学校関係者評価を毎年度行い、その結果を公表している。

また、文書 1 には、学校訪問の結果として、状況欄のほか、実施機関が前記 4(2)アで説明するとおり、所定の項目ごとに自由記述による報告内容が記載されており、この自由記述による報告内容については、開示されている。

一方、状況欄については、必ずしも客観的な情報でないにもかかわらず、前記の自由記述による報告内容と異なり、高等学校ごとの比較が容易で序列化につながる記載内容であって、訪問者の意図を十分読み取ることが困難で誤解を招きやすいと解されることからすれば、開示によって得られる利益が開示によって保護される利益を上回るとはいえない。

(エ) 以上のことから、状況欄は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(2) 開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

前記(1)アの条例の目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

イ 本件行政文書の特定について

(ア) 本件開示請求に係る請求対象所属は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおり、高等学校教育課であると解され、実施機関は、文書 1 及び文書 2 を特定した一部開示決定のほか、文書 3 から文書 6 までを特定した本件開示決定を行っている。

本件開示決定に係る異議申立人の主張によれば、各高等学校が作成した訪問要項を行政文書として開示することを求めている。

よって、本件開示請求があった時点において、高等学校教育課が各高等学校の作成した訪問要項を管理していたか否かについて、以下検討する。

(イ) 条例における行政文書は、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであり、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。そして、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行う必要がある。

(ウ) 実施機関によれば、各高等学校が作成する訪問要項は、学校訪問当日に参照するものであり、学校訪問が終われば必要がなくなることから、高等学校教育課においては、組織として共用することはないとのことである。

(エ) 訪問要項は、各高等学校が学校訪問を受けるに当たり、当日の日程や配席等を訪問者や出席者に示すために各高等学校の判断で作成しているものと考えられる。

そして、学校訪問の結果については、前記(1)イで述べたとおり、訪問者によって別途報告書として取りまとめられ、高等学校教育課において管理していることや、訪問要項を作成した各高等学校と重ねてこれを高等学校教育課において保管する必要性は必ずしもないことからすれば、高等学校教育課において訪問要項を管理していないことが不自然、不合理とまではいえない。

(オ) 以上のことから、本件開示請求があった時点において、高等学校教育課が各高等学校の作成した訪問要項を管理していたとは認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、状況欄の開示情報該当性及び本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(1)ウ及び(2)イにおいて述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

本件行政文書

文書 1 学校訪問結果報告書

文書 2 平成 27 年度 1 学期学校訪問（初任者研修）報告

文書 3 平成 27 年 4 月 2 日付け起案 27 教高第 48 号「平成 27 年度県立高等学校学校訪問（高等学校教育課担当分）について（通知）」

文書 4 平成 27 年 4 月 1 日付け起案 27 教高第 31 号「平成 27 年度県立高等学校学校訪問（高等学校教育課分）について（伺い）」

文書 5 平成 27 年 4 月 16 日付け起案 27 教高第 170 号「平成 27 年度県立高等学校学校訪問に係る手持ち資料について（伺い）」

文書 6 平成 27 年 9 月 3 日付け起案 27 教高第 981 号「平成 27 年度県立高等学校学校訪問に係る手持ち資料について（伺い）」

別記 2

状況欄の記入項目（平成 27 年 8 月までの学校訪問）

- 1 教育目標が、教員・生徒・保護者に理解されている。
- 2 教育課程が適切に編成され、実施されている。
- 3 校務分掌は合理的で、責任体制が確立している。
- 4 職員間には善意と信頼に満ちた人間関係がある。
- 5 教職員の現職研修が適切に行われている。
- 6 諸表簿等はよく整理保存されている。
- 7 施設・設備が活用されている。
- 8 個人情報管理体制が確立している。
- 9 教育環境が整備され、授業規律が確立されている。
- 10 生徒の実態に即した学習指導が展開されている。
- 11 コンピュータや教育機器が活用されている。（情報モラル教育に取り組んでいる。）
- 12 授業時数の確保に努めている。
- 13 評価の改善等の研究・実践がすすめられている。
- 14 創意工夫を生かした特色ある教育課程になっている。
- 15 英語の授業において英語によるコミュニケーション活動が十分取り入れられている。
- 16 計画的、組織的な進路指導が行われている。
- 17 成績不振者に対する指導について配慮している。
- 18 生徒指導体制が確立している。
- 19 学校の規則がよく守られている。
- 20 適切な教育相談活動が行われている。
- 21 保健管理が行き届いている。
- 22 安全教育が充実して実施されている。
- 23 学校行事等が精選され、充実している。
- 24 ホームルーム運営が適切に行われている。
- 25 部活動が充実している。
- 26 生徒会活動が、適正に行われている。

別記 3

状況欄の記入項目（平成 27 年 9 月以降の学校訪問）

- 1 教育目標が、教員・生徒・保護者に理解されている。
- 2 創意工夫を生かした特色ある教育課程が編成され、適切に実施されている。
- 3 校務分掌は合理的で、責任体制が確立している。
- 4 職員間には善意と信頼に満ちた人間関係がある。
- 5 教職員の現職研修が適切に行われている。
- 6 諸表簿等はよく整理保存されている。
- 7 施設・設備が活用されている。
- 8 個人情報管理体制が確立している。
- 9 教育環境が整備され、授業規律が確立されている。
- 10 生徒の実態に即した学習指導が展開されている。
- 11 ICT 機器が活用されている。（情報モラル教育に取り組んでいる。）
- 12 授業時数の確保に努めている。
- 13 評価の改善等の研究・実践がすすめられている。
- 14 言語活動の充実を図り、主体的・協働的に探究する授業が工夫されている。
- 15 英語の授業において英語によるコミュニケーション活動が十分取り入れられている。
- 16 計画的、組織的な進路指導が行われている。
- 17 成績不振者に対する指導について配慮している。
- 18 生徒指導体制が確立している。
- 19 学校の規則がよく守られている。
- 20 適切な教育相談活動が行われている。
- 21 保健管理が行き届いている。
- 22 安全教育が充実している。
- 23 学校行事等が精選され、充実している。
- 24 ホームルーム運営が適切に行われている。
- 25 部活動が充実している。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 2. 19	諮問
28. 7. 8	実施機関から不開示理由等説明書を受理
28. 7. 21	異議申立人に実施機関からの不開示理由等説明書を送付
28. 11. 14	異議申立人から意見書を受理
28. 12. 16 (第 507 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 2. 1 (第 511 回審査会)	審議
29. 3. 24 (第 516 回審査会)	審議
29. 6. 8	答申